

平成26年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 開催日時：平成27年2月5日（木） 午後2時00分から午後3時05分
- 2 開催場所：木更津市役所 6階会議室 （木更津市潮見1丁目1番地）
- 3 出席者：
 - 1) 協議会委員：別紙、出席者名簿のとおり
 - 2) 木更津市：木更津市長 渡辺 芳邦
木更津市経済部長 小河原 茂之
 - 3) 事務局：木更津市経済部参事兼農林水産課長 平野 武
木更津市経済部農林水産課 副主幹 加藤 聖二
木更津市経済部農林水産課 主査 高橋 一隆
木更津市経済部農林水産課 主任主事 重田 悟
木更津市経済部農林水産課 主事 松木 貴史
- 4 次第：
 - 1) 開会
 - 2) 協議会委員の委嘱状交付
 - 3) 市長挨拶
 - 4) 議事事項
 - ① 協議会役員の選任について
 - ② 市内の農用地の状況について
 - ③ 長須賀地区の農振除外検討について
 - ④ その他
 - 5) 閉会
- 5 会議録：以下のとおり

事務局（加藤） 本日は、お忙しいところ「平成26年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会」にご出席頂きまして誠に有り難うございます。定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます農林水産課の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

会議次第によりまして、初めに委嘱状の交付式を行います。

委嘱状の交付につきましては、議長席に向かって左側の安藤様から時計と逆回りに渡辺市長より順次、交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場で、ご起立頂きますようお願い申し上げます。

<渡辺市長から委嘱状交付>

以上で、委嘱状の交付を終わらせて頂きます。引き続きまして、渡辺市長からご挨拶を申し上げます。

渡辺市長

皆様、こんにちは。お世話になっております。木更津市長を仰せつかっております渡辺芳邦でございます。「平成26年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠に有り難うございます。また、安藤会長をはじめ、委員の皆様には、日頃から本市農業行政はもとより、市政各般にわたりまして、ご理解・ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年2月、ちょうど今頃でありますけれども、観測史上まれに見る豪雪により、本市はもとより、各地でパイプハウスの倒壊など甚大な被害が発生いたしました。国の支援対策も功を奏して、徐々に復旧が進んできております。この他にも、我が国の農業は、担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷などに加えTPP問題など、いくつもの課題を抱えており、農業を取り巻く状況は、国内的にも、また、世界的な経済連携の枠組みの中においても、厳しさを増してきております。

こうした中、国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」により、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現を目指し取り組んでおります。本市といたしましても、こうした国の動きを注視しながら、農業者の皆様やJA木更津市をはじめとした農業者団体、関係機関と連携し地域農業の発展に向けた取組を推進して参りたいと考えております。

本日は、市内の農用地の状況や農業振興事業の進捗状況などについて、事務局よりご説明をさせていただきます。委員の皆様方には、今後とも、それぞれのお立場からご指導・ご助言など、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

だいぶ寒くなってきましたので、お身体にも十分にご留意されて、ご活躍頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（加藤）

大変申し訳ございませんが、ここで市長は公務の都合により、退席をさせていただきますので、ご了解頂きますようお願いいたします。

＜渡辺市長退席＞

事務局（加藤）

ここで、お知らせいたしますが、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」によりまして、会議は原則、公開とされております。

そのため、この協議会も公開とさせていただきます。

会議傍聴者の受付をいたしましたところ、傍聴希望者はございませんで

した。

また、委員の皆様のご紹介につきましては、時間の関係上、会議資料の2ページにございます委員名簿によりまして、代えさせて頂きたいと存じますので、ご了解をお願いいたします。

なお、本日、ぼうそう農業共済組合 山下秀彌委員が欠席となっております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、経済部長の小河原でございます。次に経済部参事兼農林水産課長の平野でございます。次に、農林水産課で農業振興地域に関することを担当しております高橋でございます。次に、重田でございます。次に、松木でございます。そして、私、先程より進行役を務めております農林振興担当総括の加藤でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、皆様に、お配りいたしました資料の確認をさせて頂きたいと思っております。まず、本日の座席表がA4版で1枚。次に、会議資料として、表紙の次に次第があり、1ページから始まりまして15ページまでのホチキス留めの資料が1部。次に、右上に参考と書かれました「農業振興地域農用地の除外について」というA4版横の3枚綴りの資料が1部となっております。

以上3点、おそろいでしょうか。不足等がございましたら、お申し出頂きたいと思っております。

それでは、これより議事に入らせて頂きたいと思うのですが、その前に申し訳ございませんが、小倉秋男委員におかれましては所要により退席の申出がございましたので、皆様、ご了解をお願いいたします。

<小倉秋男委員退席>

事務局（加藤） それでは、引き続きまして、議長につきましては、会長が選任されるまでの間、事務局の平野課長が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局（平野） それでは、議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。
「平成26年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会」を開催いたします。

本日の出席委員は、定数17名のところ15名の出席があり、過半数を超えておりますので、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により会議は成立しております。

まずは、議事(1)、「協議会役員を選任について」でございますが、会長及び副会長の選任につきましては、木更津市附属機関設置条例第4条第1項の規定によりまして、委員の互選によってこれを定めとなっております。委員の互選について、いかがいたしましょうか。

山口(進)委員 幸いにして、前会長の安藤委員が選任されております。従って、引き続き、安藤会長にお願いしたい。また、副会長につきましては、前回も木更津市農業協同組合にお願いしておりました。今回も、木更津市農業協同組合の山口専務がおりますので、副会長については山口嘉男委員にお願いしたいと思います。以上です。

事務局(平野) 只今、山口進委員より安藤委員を会長に、また、山口嘉男委員を副会長にとのご推薦がございました。他に何かご意見はございますか。

<異議なしの声>

事務局(平野) 有り難うございます。「異議なし」とのことですので、会長には安藤一男委員、副会長は山口嘉男委員が選出されました。

なお、木更津市附属機関設置条例第6条第1項によりまして、会長が議長を務めることと規定されておりますので、これをもちまして、仮議長の任を終了させていただきます。

恐れ入りますが、安藤新会長は議長席の方へお願いいたします。

安藤議長 ご指名に預かりました安藤でございます。引き続き、会長を務めることになりましたが、皆様どうぞよろしくお願いを申し上げます。先程、渡辺市長からもありましたが、農業を取り巻く状況は厳しいものとなっております。私といたしましても、皆様方のご協力を頂きながら注意深く進めて参りたいと思っております。それではどうぞ、よろしくお願いをいたします。

では、議事(2)「市内の農用地の状況について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局(高橋) はい。議長。担当の高橋でございます。よろしくお願いをいたします。それでは議事(2)の「市内の農用地の状況について」ご説明させていただきます。

まず、会議資料の3ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の全体

見直しにつきましては、概ね5年毎に行うものとしてされておりまして、木更津市では平成22年度に終了いたしました。その後、一般管理ということで随時変更でございますが、会議資料の4ページをご覧ください。平成22年9月末の締切り案件から凍結していた一般管理を再開いたしました。毎年3月末、9月末を締切りとして年2回受付を行っております。

まず、表の一番左の欄をご覧ください。H22-09 末①としまして、分家住宅、中ほどに除外目的を記載しておりますが、広域型特別養護老人ホーム、公衆用道路のための除外の3案件で、9,776.66㎡の除外となっております。

次に、その下ですが、H22-09 末②としまして、分家住宅を3件、合計で1,230.29㎡の除外となっております。下に1件、網掛けのものがございますが、申出自体は4件ございました。しかし、資材置場の1件につきましては、県との協議の中で除外見込みが無いため、取り下げとなっております。

次に5ページをご覧ください。H23-03 末といたしまして、2案件、1つは武田川下流地区の土地改良事業実施に伴う24,891㎡の編入、いま一つは、駐車場及び研修場のための除外6,267.41㎡となっております。

次にH24-03 末といたしまして、専用住宅371.92㎡、携帯用通信基地局269.71㎡、それぞれ除外となっております。

次に6ページをご覧ください。H24-09 末といたしまして、2案件、道の駅等交流拠点施設、及び物流基地のための除外で、合計8,192㎡でございました。

次に中ほどですが、H25-03 末といたしまして、1案件、こちらは過去に実施した県営樺土地改良事業の非農用地区域設定に伴う除外で1,987㎡の除外となっております。

次にその下でございますが、H26-03 末といたしまして、従業員駐車場及び来客者駐車場として347㎡の除外となっております。この時の申出などにつきましては、3件ございましたが、やはり県との協議の中で除外見込みが無いため、事業計画の見直しが必要などの理由から取り下げとなっております。

以上が重要変更でございますが、表の中に無いものとして、平成23年9月末締切り分、及び平成25年9月末締切り分については、表に掲載してございませんが、この時は申出がございませんでした。

次に、7ページをご覧ください。横の資料となり見にくくて申し訳ございませんが、こちらは、軽微変更の一覧を掲載してございます。軽微変更については、農地から農業用施設用地への変更ということで、目的としては農業用倉庫や豚舎が主な目的となっております。

なお、重要変更分につきましては、次の8ページにカラーのA3版で、

それぞれの除外編入分布図を添付いたしまして、それぞれの場所につきましても掲載してございますので、後程、ご参考として頂きたいと思います。
以上でございます。

安藤議長 事務局からの議事（２）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いをいたします。いかがですか。

<意見等なし>

安藤議長 ございませんか。それでは、無いようですので、次に議事（３）「長須賀地区の農振除外検討について」を議題に供します。事務局からの説明をお願いします。

事務局（高橋） はい、議長。それでは議事（３）、「長須賀地区の農振除外検討について」ご説明いたします。まず、会議資料の９ページをご覧ください。

本件に関しましては、平成１６年５月にコメリから市の方へ相談がありまして、その後、県へ相談を行いました。しかしながら、平成１９年１０月から平成２２年７月まで、農業振興地域整備計画の全体見直しに伴いまして一般管理を凍結したことにより中断しておりました。

この間、全体見直しの中で除外できないかということを経と断続的に協議を行ってございましたけれども全体見直しの中ではできない、個別案件として随時変更で対応して頂きたいとの指示がありましたので、全体見直し終了後の平成２２年７月に年２回の随時変更を再開したことにより、再び県との調整・協議を再開してございます。

まず、事業の概要につきまして、ご説明いたしますけれども、別添のホチキス留めＡ３横の右肩に参考と書かれた資料をご覧ください。

まず、事業計画地でございますが、木更津市長須賀字沖ノ谷 1859 番ほか 87 筆となります。全体面積は約 69,000 ㎡、こちらは白図による図測でございますが、このうち農振農用地が 50,289 ㎡、農用地以外の土地が 11,600.46 ㎡ となっております。

次のページに位置図がございますが、モノクロで大変見にくく申し訳ありませんが、計画地中ほど、上下に国道１６号バイパスが通っております直ぐ右、山岡屋、ローソン、キングバーベキューのある北側のところが計画地となります。また、次のページが、小さく見にくくて申し訳ありませんが、土地利用計画図ということで、左側に１６号バイパス、また南側、資料では下側でございますが、都市計画道路、こちらはまだ予定でございますが、そちらのところに接しまして、南半分、資料では下半分となりますが駐車場、北半分、資料では上半分となりますが、こちらの方に店舗を

計画しております。

それでは、再び会議資料の9ページをご覧ください。主な協議経過につきましては、9ページ及びその次の10ページに記載のとおりでございます。

コメリの誘致につきましては、市の施策として進めるということで、農林水産課をはじめ関係各課が協力しながら検討を重ねておりますが、本案件は、4ヘクタールを超えるもので、農振除外の後、農地転用が必要となりますが、そちらの方では国協議の案件となります。

まず、農振除外が先ですけれども、そちらの検討段階で、ある程度農地転用の許可見込みも確認が必要であることから、国との事前調整が県も含めて一定程度整理が済み、除外の見込みが立ったところで、今一度、皆様にお集まり頂きまして、農振計画の重要変更について、再度、ご審議頂きたいと考えております。

以上でございます。

安藤議長 事務局からの議事（3）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

山口（進）委員 本案件は昨年度も議題に供し、長いこと協議しておりますが、コメリが出店出来る見通しはありますか。

事務局（高橋） はい、議長。見込みとしては、毎回、毎回、同じ回答となってしまう申し訳ございませんが、大変厳しい状況がございます。ただ、県の方にも幾度か協議・相談に参りまして、会議資料の12ページをご覧ください。少し前になりますが、平成25年6月27日に当時の農地課、現在では農地・農村振興課になりますが、そちらに相談に行った際に丁寧にご指導を頂いて、幾つかの指摘を細かく受けております。資料では、主にコメリに検討頂きたい項目と、13ページの下のところ市が検討しなければならない項目で、それぞれ分けて検討を行っております。ちょうどこちらが1年半前位になりますので、それぞれこれに対する答えを出して県に相談に行きますと、さらに次の課題というのが出されるかもしれませんが、そういう形で一つずつ確実にクリアしながら進めていき、最終的にはコメリにこちらの方に来て頂きたいと考えております。以上です。

安藤議長 それでは、只今の事務局の説明に対して、質問ありましたらお願いいたします。

安藤議長 それでは私から発言してよろしいですか。5ヘクタール超の農振除外を

すれば、また、その面積分だけ市内に農振農用地をつくるということですか。

事務局（高橋） はい。おっしゃるとおりでございます。一番早いのが5ヘクタール減らすのであれば、それに見合う分、どこか5ヘクタールの編入をすることであれば、農振農用地が減らないということで県の方も、本来は除外の厳格化と積極的な編入ということで増やさなければならぬのですが、大きく5ヘクタール減った分、それに届かなくても少しでも編入があれば、農振の整備計画に対する影響が少ないのではないかというご意見を頂いております。

鈴木（修）委員 はい。そうすると会議資料の10ページになりますが、平成26年6月から4回、コメリと協議され、真里谷の方の編入予定地の現地確認と書いてありますが、こういった土地は今の農用地になるのではないかといいことで現地確認を実施したとの理解でよろしいですか。

事務局（高橋） はい、議長。今、鈴木（修）委員のおっしゃられたとおりで、コメリ側からの提案につきましては、代替地ということでコメリ側の出店により減らす分、どこか編入の候補地ということで、市の方でも探しておりましたが、なかなか難しい状況があり進まなかったところ、コメリ側から提案を頂いて、真里谷地区になるのですが、袖ヶ浦市との境になりますが、大稲の先、地目は山林でございますが、一部、3ヘクタール程度でブルーベリー園に出来ないかということで視察を行いまして、また、現在、面積の確定、どの程度編入できるのかといったことを検討している最中でございます。

安藤議長 今の説明でよろしいですか。

鈴木（修）委員 はい。

安藤議長 その他、ございませんか。

山口（進）委員 5ヘクタール以上ではなくて、例えば、4ヘクタールずつ分けて申請したら許可になりますか。

事務局（高橋） はい、議長。部分的に小分けにということもあるのですが、それは出来るだけしないでくださいと。県の方は全体で事業計画の区域が決まっているのであれば一度に実施し、今年はこの部分、来年はこの部分、ちょっと

間を空けて2ヘクタールずつということは、言い方が厳しくなりますが、脱法になる可能性があるということで避けてくださいとのご指導は頂いております。

山口（進）委員　そうすると5ヘクタールに関わらず、農振を外そうと思っても事業がなかったら外せない。後程、話をしようと思っておりましたが、自分のところにもそういった状況がある。ただ単に農振を外すことは出来ないのか。

事務局（高橋）　はい、議長。ご質問の件ですけれども、個別具体的な事業計画があって、さらにそれが不要不急であることが条件になっておりますので、農振農用地に含まれない土地というのがありますが、大抵は転用を伴うものと、農振法13条第2項の規定が適用されまして、そちらに5つの要件がありますが、そちらの5要件につきましては会議資料の11ページにも掲載してございますので、ご覧になって頂きたいと思うのですが、大きく代替地、他に代替すべき土地がないことというのが一番大きな問題となります。また、計画が農業上、周辺の農地に影響を与えないことというのが2番目、3番目の要件としてございます。農地の利用の集積にも支障を及ぼさないように、また、計画が土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないことなども要件になっておりまして、その他にも必要最小限の規模で外すことが必要であります。また、必要性・緊急性ということで、そんなに急いでなければ、とりあえず将来的にこんなことをしたいから外しておこうというのは出来ないで、個別具体的な事業計画に基づいた必要最小限の面積しか除外が認められないこととなっております。

安藤議長　よろしいですか。

山口（進）委員　もう一つよろしいですか。個人で例えば1反だけ農振から外したいとすると、場合によっては許可になりますか。ただ、農振で農地の真ん中に、例えば何かするのに除外申請すると周囲に迷惑が掛かります。農業委員会でもそういった案件は許可しないようになると思うのですが、そういう場合でも実際には許可になりますか。

事務局（高橋）　はい、議長。基本的に要件を満たせば許可は可能ですが、要件をクリアするのがなかなか難しい状況です。一番難しいのが代替地ということで、普通であれば自分が所有している土地があると、その有効利用を考えて、そこを使いたいという基準で選ぶ方がほとんどですが、農振の審査になりますと、まず何でその事業計画がそこで必要であるのかということで、一般的にどこでも構わないような資材置場とか駐車場、アパートとか

になりますと、まず市街化区域で検討してください。次に、検討し尽くしてないから市街化調整区域の白地農地、周辺に白地農地がありましたらそちらで検討して、最終的にどこにも空いていないので、農振農用地を選ばなければならない状態ということになれば仕方がないとなるのですが、その場合でも農地を出来るだけ端に寄せて、周りに影響が出ないようにしてくださいという条件が付けられております。

安藤議長 分かりましたか。その他、ございますか。

本木委員 はい、議長。事務局に伺いたいのですが、今、少子高齢化で非常に農家の後継者がどんどん不足していると思うのですが、その中で色々と施策を考えていると思います。農振除外というのは、やみくもに除外しようということではないと思います。ただ、農家の人たちもやみくもに減らしていく訳ではなくて、何かをしないと自分たちも生き延びていけないのではないかと考えていると思うのですが、その辺を事務局としてどのように考えているのか説明して頂ければと思います。

安藤議長 事務局、どうですか。

事務局（高橋） はい、議長。おっしゃるとおり先程の市長の挨拶にもありましたように、農業は大変厳しい状況が続いているということで、一番は担い手不足、耕作放棄地の増加等、直面している問題があります。農業振興の立場からですと、担い手育成、耕作放棄地解消施策、「人・農地プラン」であったり、「中間管理事業」の活用であったりというのがありますが、そちらを活用しながら進めて、一方、土地を守る立場、一度、農地から違う用途になってしまうとなかなかもとに戻すのは難しい状況があるということで、極力、農地は守っていきたい立場というのもありまして、その兼ね合いでまずは、担い手育成だったり農地の有効活用だったりの施策に手を尽くすのが先で、農地を違う用途に転用等して農家の収入を守るというのは次のレベルではないかと考えています。農地を守りながら、その上で農家をもっと盛り上げていきたいという視点で、毎年一生懸命、施策に取り組んでいるところでございます。

本木委員 私どもも、農業委員の人たち、或いは土地改良の人たちも農家の人たちが、それぞれの田畑を持っている中で、非常に高齢化されていて後継ぎもいないとなると、営農を営むことが非常に難しくなるように見受けられます。その中で、市としても今回、コメリが長須賀に出店をしようとしている中で、農振の除外が非常に困難ということになっていると思いま

すけれども、その辺を市として一生懸命、県の方にアピールをして、スムーズに進めて頂ければと思います。以上です。

安藤議長

その他、ございませんか。

それではないようですので、次に、議事(4)「その他」といたしまして、何かございますか。

山口(進)委員

後程お話させて頂く旨を説明させて頂きましたが、「その他」ということですので、長須賀の下田、木更津駅から清見台の方に行く道の陸橋の左側、ご存知かと思うのですが、あそこはほとんどが蓮田です。そこは、農振区域が9割位あるのですが、現在、下田という字の中に15町6反ばかりあるのですが、その内の47.4%が耕作されていない。これは農業委員会で、11月から1月末にかけて調査した中で分かったことで、恐らく、来年になるとまた10%位、耕作地が減ると思います。それは、長須賀のあの地域の人たちが高齢で蓮田に入るのが非常に困難である状況に置かれている。私は逆に農業委員ですから、農地を守る立場なのですが、何とかしろというようなことを言われている。現実問題として、あそこは機械が入らないから貸してくれという方がいない。借り手がない。農地中間管理機構の関係でも遊休地があると申し込めない。そういうことになるとあそこの農家全体が死んでしまう。要するに貸し手が出せないので、借り手もない。かといってあそこの土地を借りようとする人もいない。ですから22年度に見直しをして、5年毎ですと27年度見直しとなる訳ですが、その中に、一つ市として検討するというよりも考えの中の一つに入れておいて欲しい。これは要望です。以上です。

鈴木(勇)委員

その他で1件、お伺いしたいと思います。今、本木委員から発言がありましたけれども、これからの新聞或いはテレビで農業改革と言いますか、色々とJAの問題にしても国会等で色々と協議されております今日、この頃でございますが、先程、本木委員が発言されたように今、ここを取り巻く農業従事者と言いますか、担い手という言葉が出ますが、実際に10年経ったら農業を営む人が木更津市だけでなく全国にどの位いるのか、実態と言いますか、中間管理機構は既に始まっていますが、貸し手、或いは借り手ということでやっていますが、新聞報道を見ますと貸し手、借り手、双方で上手くいかない。貸し手の方で、将来、貸した土地がどうなるのか、将来不安だというようなことで、中間管理機構も上手くいっていないということを新聞、或いはテレビで報道されていますけれども、実際問題として、今まで兼業農家ということであったからこそ、田、畑を守りながら勤めをやりながら自分たちの田畑を耕作し、守ってきたと思いますけれど

も、今後は兼業農家といっても5反、6反作っても、いわゆる昔の鍬などで耕作する訳でもなく、大型機械化しているということで、機械を購入し、土地を守りながら耕作していくということが今後10年間でどの位になってしまうのか。しかも、昨年は米価が今までにないような低価格になってしまった。今年の耕作が果たしてどうなるのか。遊休農地・休耕農地が今まで以上に増えるのではないか。今まで貸して耕作して頂いた人たちが、貸し手の人たちが借り手に戻すというような状況も伺っておりますが、10年経ったら今の先祖伝来の田畑、耕地整備或いは圃場整備という莫大なお金を国が投資したものが、遊休農地或いは耕作放棄地ということで、防災的にも防犯的にも非常に環境が悪くなってしまふような今の農地の状況になるのではないかと自分を懸念しています。土地改良区、小櫃堰土地改良区については自分が理事長を務めています、1千町部、2,500人の組合員がおりますが、今後の土地改良区の維持管理がどうなるのか、維持管理は農業従事者のために農業用水の供給を万全の中で行うのが我々の責務であるが、そこにまた米価が下がった、賦課金とよく言うが用水費等の徴収がどのようになってくるのか、それで今、農業耕作者が今度、二世、いわゆる10年、20年後の相続というような時代に入ってきておりますので、果たして40、50代の人たちが受け継いで、用水費、賦課金等を理解して頂けるのかどうか。あと10年経てば改良区でもどうしようもなくなってくる可能性が、維持管理をどうしていくべきか、ということが懸念されるので、自分は心配しながら責務を行っているのです、国、県の指導の中で、我々もそれに従っていかなければならないのですが、その辺一つまた市の方にも指導して頂いて良い方向に行くようお願いしたいと存じます。我々、改良区にすれば、補助金とかそういうものは適正化とか、事業の補助金を頂くだけであって、あとは組合員の賦課徴収の中で、先程言いましたように農業従事者の受益者のために維持管理の費用で管理しているというような状況でございますので、今現在は何とか改良区もやっつけていけると思いますがけれども、今後、大変な時代が来るのではないかと考えております。それと、会議資料を見ますと農振除外或いは転用でも公共用地が沢山ありますが、コメリの場合は5ヘクタール以上の除外が必要な訳ですけれども、農振農用地区域でも公共用の施設は除外されているケースも散見されますが、コメリのような民間企業と異なる公共用の施設というのも、先程の説明にありました除外のための5つの要件に当てはまらなければならないのか。コメリの件についても市への相談があった平成16年から既に10年が経過し、鋭意努力しているのは理解出来ませんが、10年経って担い手がないという状況も見受けられる中で、農振の中で耕作しろ、耕作しろと指導しても、また、色々な施策が出てきても十分に耕作できないという場所が農振の中でも出てきていると思

ますが、除外の5要件、全てに当てはまらなければ、除外出来ないということによろしいですか。

事務局（平野） 色々ご意見有り難うございます。私の方から将来の農業ということで説明させて頂きます。確かに委員おっしゃるとおり、兼業農家の方々については、今現在も実質、赤字だと思えます。それ以外の収入をもって生計を立てているというのが現状だと思えます。先程、中間管理機構というお話が出た訳ですが、中間管理機構につきましては、一つの県で一つの機構が設けられておりまして、千葉県では、園芸協会がその任務を担って実施しております。主な目的としては、集約して経費を節約して事業化できるだろうということをもとに、受け手と出し手をマッチングさせて、大規模な農業を営んでいけたらということで実施しておりますが、全て全国共通のもとで、一つの決まりの中ではやっていけない部分もあると思うので、今後、中間管理機構についても国の方から変更もあるのかと期待もしていますが、合わせて、機構に貸し付けることによって地元協力金等、貸し付けることによって農家を引退するという方に対しての助成金等もありますので、そういうものを活用していくのも一つではないかと思っております。

それとコメリの件でございますが、確かに除外5要件目の土地改良事業から完了8年経過といった要件、これは問題なくクリアしている訳でございますが、それ以外の、例えば要件1点目のそこでなければならぬ理由、県の担当部局も農業を守るという立場で5ヘクタールも減らして木更津市は何を考えているのか、といったことも指摘されますので、他の要件がクリア出来ていないのが現状です。

鈴木（勇）委員 色々有り難うございました。

安藤議長 その他、ございますか。

鈴木（修）委員 今、国の施策の中で、農地中間管理機構ということを進めている訳ですが、私が考えるには、あの制度は、机上の上の制度で、我々、現場としては非常に何て言うか、地元にあったような運用の仕方が分かりづらい。使いづらい制度として、行政からもっと使い易いような、地元に適したような制度に変えて欲しいというような要望をお願いしたい。

事務局（平野） 先程も申し上げたように、全国一律で実施しておりますので、それぞれの地区の特色、又は地元の貸し出す方、また、借り受ける方の色々なご希望もあると思えますので、地元にも足を運びそういった要望等をお聞きした

上で国、県に申し述べて参りたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

安藤議長

その他、ございますか。

それでは、ないようですので、以上で本日の議事が全て終了いたしました。これを持ちまして、議長の任を解かせて頂きます。ご協力、有り難うございました。

事務局（加藤）

有り難うございました。委員の皆様には、長時間にわたりましてお疲れ様でした。これを持ちまして、「平成26年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会」を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

以上